

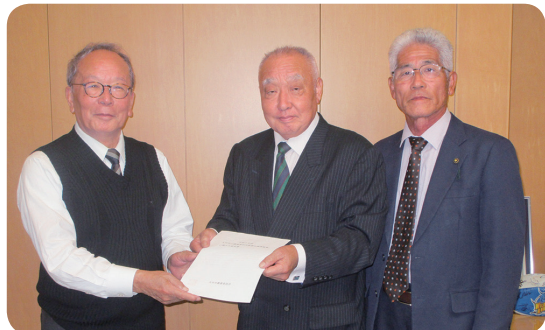
令和2年
3月10日発行
第40号

かけ橋 太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会 太田市新田金井町29 ☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

「令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました

農業委員会は、令和元年10月21日に新年度の農政関係予算の編成に当たり、新井章夫会長ほか1名の代表が清水聖義市長に直接意見書を手渡し、内容の説明と農業者が希望を持てる施策を講じるよう要望いたしました。
令和元年11月29日に市から意見に対する回答がありました。



「令和2年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の回答

1 担い手の育成・確保について

回答 農業政策課

地域農業の活性化のために、農業の担い手の育成と確保が非常に重要なことであり、太田市担い手育成総合支援協議会を窓口として新規就農希望者への相談および集落営農組合の法人化を県、JA等と共同して引き続き支援してまいりたいと考えております。

2 食農教育と地産地消の推進について

①回答 農業政策課

農作物を自ら育てることの喜びや収穫への感謝の気持ちを育み、食への関心を深めていく食農教育は大切なことと考えております。

今年度より、市内小学生(2校)を対象とした農業体験活動事業を始め、新たな事業展開に取り組んでおります。

引き続き、各関係団体が主催する農作物栽培体験等の取り組みに対しましても、積極的な支援を図ってまいります。

回答 学校教育課

太田市内の小学校では、26校全てで食農教育の一環として農業体験学習あるいは、栽培学習に取り組んでおります。各小学校では、1年生から6年生までのさまざまな学年で、生活科や理科、総合的な学習の時間などを利用して、サツマイモ、トマト、ナス、ピーマン、キュウリ、米などの作物の栽培を行っています。

これらの体験や活動は、作物を栽培することの喜びや収穫までの一連の過程を通じて、子どもたちが食と農と地域の自然環境への関わり、食の大切さや地域の食文化、命と健康、生命への畏敬の念を理解するとともに、自然を慈しむ気持ち、生産者への尊敬と感謝の気持ちなどを育み、豊かな心を育てるための学習となっております。

太田市教育委員会では、合併後の平成18年度から毎年、農業体験活動事業の指定校を決め、次世代を担う子どもたちに対しての食農教育が円滑に行われるように努めているところであります。今後も、各校の取り組みが充実したものとなるよう継続して支援するとともに、消耗品の購入や講師謝礼などの予算措置の面でも農業体験活動を後押しし、各校での「食農教育」を支援していこうと考えております。

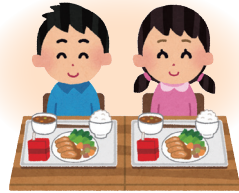
②回答 農業政策課

引き続き道の駅を地産地消の拠点として地場産農畜産物のPRと消費拡大を図ってまいります。

また太田市精米センターにおいて、搗精した市内産の米を平成29年1月より、学校給食用米として供給しております。

さらに、地場産農作物を主とした各種加工品を開発し、「みんなの学校給食」シリーズとして市内小中学校等に提供し、好評を博しております。

今後もより一層の地産地消を推進するため、安心安全な農畜産物の提供に努めてまいりたいと考えております。



3 耕作放棄地対策について

回答 農業政策課

耕作放棄地の増加を食い止めるためにも地域農業の活性化が必要であり、効率的な農業経営を行うことで耕作放棄地の増加を防止できるものと考えております。市単独事業の耕作放棄地対策補助金、耕作放棄地再生事業促進奨励金をPRするとともに、農業委員会と連携し、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借を進めて、耕作放棄地の拡大防止に努めていきます。

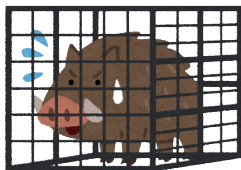
4 有害鳥獣対策について

①回答 農業政策課

イノシシによる農業被害は、生息域拡大に伴い八王子丘陵から金山丘陵山麓および渡良瀬川河川敷周辺にまで及んでおり、有害鳥獣対策協議会を中心に「知る・獲る・守る」を基本とし、より効果的な対策を、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

具体的には、市では竹林整備、大規模刈り払い等「生息環境管理」、侵入防止柵設置等「被害防除対策」、そして捕獲檻増設等「個体数調整」の3つの対策を組み合わせ実施してまいります。特に、捕獲においては、わな猟免許の取得を依頼し被害地区で捕獲檻を管理する地区捕獲を推進していきます。また県と連携して、「指定管理鳥獣捕獲等事業」による金山丘陵山麓を対象としたくくり罠設置による捕獲を強化しております。さらに、侵入防止柵についてはイノシシだけでなくハクビシンやアライグマによる被害にも補助対象を拡大しています。

捕獲体制の強化については、引き続き県等に要望を行うとともに、桐生市やみどり市との広域連携も視野に入れながら県の動向にも注視し、参考としてまいりたいと考えております。



②回答 農業政策課

ジャンボタニシにつきましては、世良田地区を中心に尾島地区まで拡大しておりますが、駆除につきましては、薬剤による方法や耕種作業の中で貝を処分する方法など幾つか有効な方法があります。発生状況を注視しつつ、地元や関係機関と連携し発生情報などにより適切な管理情報の農業者への周知を図ってまいりたいと考えております。

農薬防除剤散布などの支援につきましては、農家自身の防除体制が重要であると考えます。

引き続き関係機関と協力し、防除に対する啓発を図ってまいります。

5 豚コレラ対策について

回答 農業政策課

現在、県内北西部において野生イノシシの豚コレラ感染が確認されております。幸いにも、まだ県内の養豚場での発生は確認されておりませんが、群馬県の養豚業は全国4位の生産高となっており、本市としましても、県および関係団体と連携を強化し、豚コレラの未然防止対策を講じております。

現在、消毒ポイントの設置、野生動物侵入防止柵設置への補助等の支援を行っています。さらに、ワクチン接種に関しては10月27日より群馬県内で開始され、当市においては、7戸8農場に対し11月9日より全頭接種が開始されました。引き続き、県と連携強化を図り防疫対策を行ってまいります。



6 水質保全について

回答 環境政策課

大切な水環境を守るため、一般家庭に向けては「広報おおた」により、工場・事業所に向けては太田商工会議所および太田市新田商工会の各会報誌により水質汚濁防止についての注意喚起を行い多くの人の啓発に努めました。また水質汚濁防止法に基づく事業所への立ち入り調査時には、事業者 directly 指導を行いました。今後も引き続き大切な水環境を守るため周知や指導に努めていきます。

7 農業委員会組織への支援および体制整備について

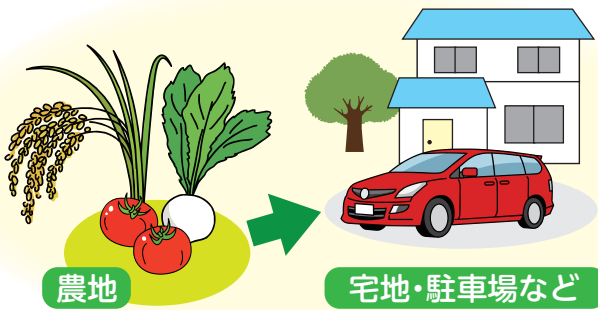
回答 人事課

農地法に基づく許可業務や耕作放棄地対策等の現状を踏まえ、適正な人員の確保と適材適所な配置を行い、引き続き事務局体制の機能強化を図ってまいりたい。

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です

●農地転用とは？

農地を農地以外（住宅・駐車場・資材置場等）に利用することです。



●許可が必要なのは？

登記地目が農地以外でも、農地として利用している場合は、許可が必要になります。

●農地改良する場合は？

耕作するために盛土等をする場合は、一時転用許可または届け出が必要です。届け出で済むものは、農地面積が1000㎡未満で工期は3カ月以内、これ以外は許可が必要となります。

●農地転用許可を受けていない場合は？

無断転用は農地法の違反となり、工事の中止や原状回復、また3年以下の懲役や300万円以下（法人は1億円以下）の罰金などの処分を科せられる場合もあります。

農地転用をする場合は、必ず申請をして許可を受けましょう。

詳しくは、農業委員会事務局・農地係までお問い合わせください。

農業者年金受給権者の皆さんへ 現況届は必ず出しましょう

届け出が無ければ
差し止めがあります

現況届は**5月末日**までに農業者年金基金からご自宅へ**郵送**されます。

住所・生年月日・氏名を記入し、**6月1日から6月30日（土・日を除く）**の間に、農業委員会事務局、各行政センター、農協の各支所へ**提出**してください。

現況届の提出がなかった場合は、受給資格の確認ができないため、11月の支払いから年金が差し止めになりますので注意してください。住所変更があった場合は、現況届に新しい住所を記入し、農協各支所で住所変更の手続きをしてください。

経営移譲年金受給者の方へ



次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地等（自留地を除く）の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人（農業生産法人）の組合員・社員・または株主となっていない。
- 3 経営移譲時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは後継者が使用収益権の移転または設定をしていない。（支給停止除外事由に該当する場合を除く）

農地の取得や借入・貸付地の返還があった場合は、経営移譲年金部分が支給停止になることがあります。

農地の売買・貸借等をされる場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

家族経営協定を結びましょう



家族経営協定とは、農業経営や生活、将来の目標などを家族で話し合い、文章にまとめるものです。

家族だからこそ、気持ちよく働き、生活するための環境づくり、ルールづくりが必要です。

家族経営協定を締結すると農業者年金保険料の補助が受けられます。経営主（認定農業者等かつ青色申告者）と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者は下表の内容で政策支援の補助が受けられます。

保険料月額	35歳未満	35歳以上
	20,000円	20,000円
うち補助額	10,000円	6,000円
うち自己負担額	10,000円	14,000円

※補助を受けるためには一定の要件がありますので、農業委員会事務局にご相談ください。

耕作していない農地の管理をお願いします！

耕作放棄地は周りの人に大変迷惑になりますので、耕作や除草などをするようにお願いします。

また耕作ができず農地が荒れてしまっている場合は、解消するための費用の補助が出ますので、**太田市農業政策課（☎0276-20-9714）**へお問い合わせください。

また農業経営基盤強化促進法（利用権設定）による農地の貸し借りを利用し、農地の有効利用に努めてください。



ごみを捨てないで！



農地にごみが捨てられてしまうと耕作の再開や耕作放棄地を解消するときに大変困ってしまいます。また水路には地域を潤す大切な水が流れていますので、刈った草やごみを捨てないでください。皆さまのご協力をお願いします。



令和元年度農地パトロール（利用状況調査）結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。耕作放棄地の面積は右表のとおりです。昨年度より10.8ha減少することができました。

田	畑	合計
25.9ha	27.6ha	53.5ha